

令和３年度第４回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和３年１１月１日（月）９時３０分～１１時
場 所：徳島県庁９階 ９０１会議室
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議
「（仮称）ドラッグコスモス石井南店」の新設届出
「（仮称）ホームセンターコーナン徳島八万店」の新設届出
「ショッピングセンターアクアシティー」の変更届出
「マルナカ貞光店」の変更届出
出席委員：奥嶋委員、名田委員、大森委員、岡部委員、稲倉委員、佐々木委員
県出席者：（事務局）商工労働観光部 企業支援課
（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

■議題１

「（仮称）ドラッグコスモス石井南店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：大型車両の荷さばき施設への搬出入経路は駐車スペースの一部を使用することになっている。搬出入は店舗営業時間外に行う計画ではあるが、守られない場合、来客車両の駐車妨げとなり、国道に影響を与える可能性も考えられるので、大型車両による搬出入については、営業時間外に行うよう徹底していただきたい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、

- ①荷さばき施設への大型車両による搬出入を営業時間外に行うよう、搬出入時間を遵守させること。

を留意事項として付することとします。

→意見なしで終了

■議題 2

「(仮称) ホームセンターコーナン徳島八万店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：(右折入庫不可のため) 店舗東側にお住まいの方の来店経路はどうなっているのか。
徳島環状線(29号)通り国道55号との交差点をUターンして店舗に左折入庫する車両がいれば非常に危険である。

委員：来店者に徳島環状線(29号)と国道55号の交差点では転回禁止であることを注意喚起いただいた方がいい。

委員：店舗東側交差点においては、交差点飽和度はクリアしているが、方向別の交通容量では需要をさばききれていない車線がある。渋滞がおきると、東向きの直進車線をふさぐので、店舗で取られる対策を徹底していただきたい。

委員：駐車場に車いす等の優先車両の表示がないが設置しないのか。
ホームセンターは多くの方が利用する施設なので、駐車場に優先スペースを設けるほか、パーキングパーミット制度への協力等を検討いただいた方がいい。

委員：店舗出入口付近に荷さばき施設がある。搬入車両専用出口は別途設けてあるが、搬入車両と来客車両の動線の交錯に留意いただきたい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、

- ①東側からの来店車両に対し、(仮称)大野交差点での転回は禁止されていることについて、注意喚起するような対策をとること。
 - ②(仮称)新上大野橋西詰交差点での右折車両の滞留により交通渋滞を引き起こす懸念があるので、繁忙期は特に退店経路の案内を徹底すること。
 - ③身体障がい者等用駐車場の設定について検討すること。
 - ④出入口付近において搬入車両と来客車両との交錯が懸念されるので、搬入業者は来客車両に留意すること。
- の4点を留意事項として付することとします。

→意見なしで終了

■議題3

「ショッピングセンターアクアシティー」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：この辺りは住宅もあるので、早朝からの荷さばき作業については、騒音の抑制に努めていただきたい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、

- ①早朝の荷さばき作業に係る騒音を抑えること
- を留意事項として付することとします。

→意見なしで終了

■議題4

「マルナカ貞光店」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致します。

→意見なしで終了